

## 建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置及び1日当たりの処理能力が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、建築することができる。

### 【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社サニックス 代表取締役 宗政 寛	北九州市若松区 響町一丁目1番3、 1番8、及び4番 (工業専用地域)	敷地面積 49,067.39 m <sup>2</sup> 建築面積 6,303.23 m <sup>2</sup> (申請部分 180.88 m <sup>2</sup> ) 延床面積 6,937.44 m <sup>2</sup> (申請部分 180.88 m <sup>2</sup> )	廃棄物処理施設の種類 ・廃油の油水分離施設 処理量 ・57.6 m <sup>3</sup> /日(24時間) ※現状:28.8 m <sup>3</sup> /日(24時間)

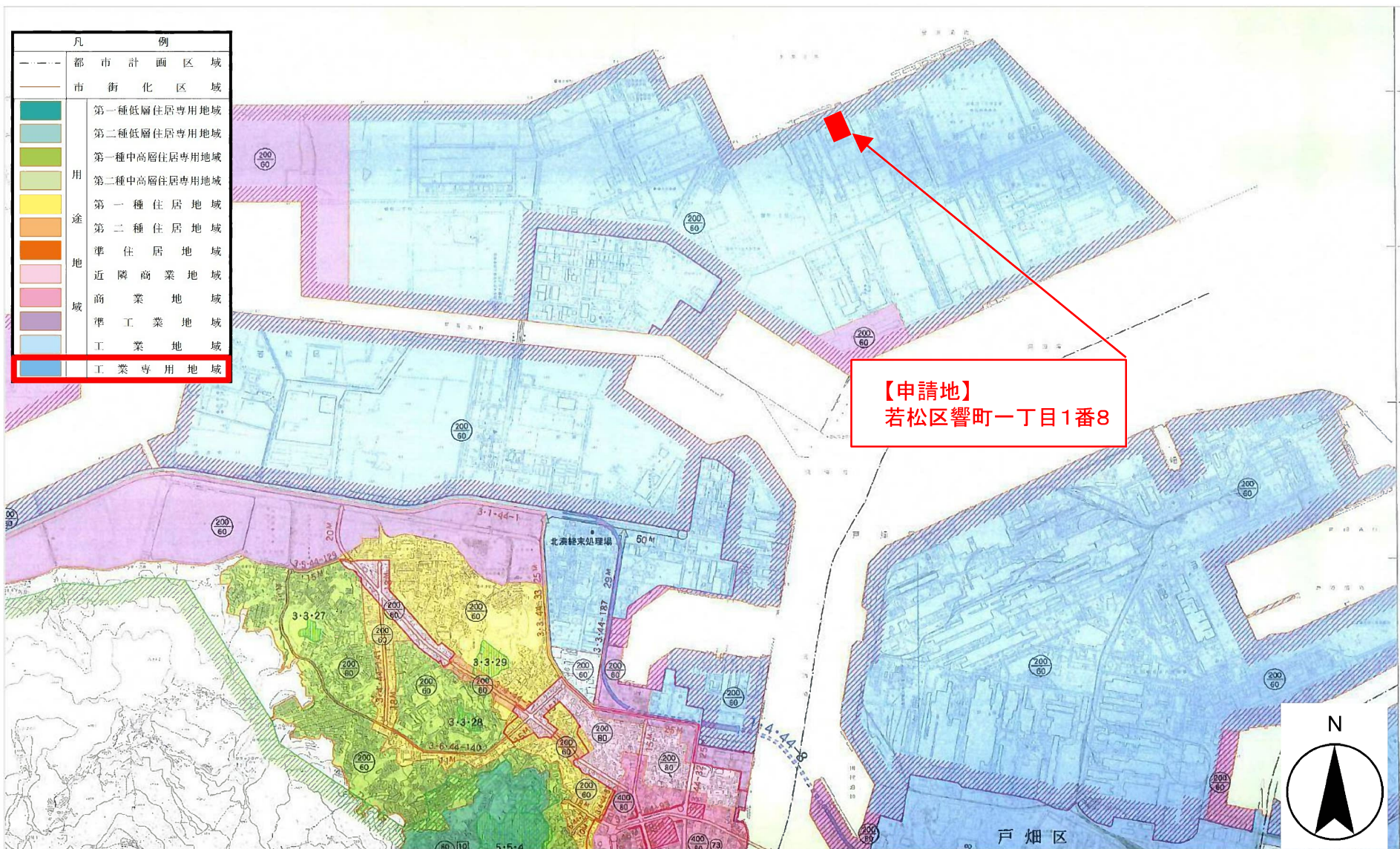
### 【許可を必要とする理由】

申請者は、平成10年8月に「汚泥の脱水施設、廃酸・廃アルカリの中和施設」(平成10年7月福岡県都市計画審議会議案第3100号)、平成20年6月に「廃プラスチック類の破碎施設の追加」の建築基準法第51条ただし書許可を受けて操業している。(平成20年6月北九州市都市計画審議会議案第174号)

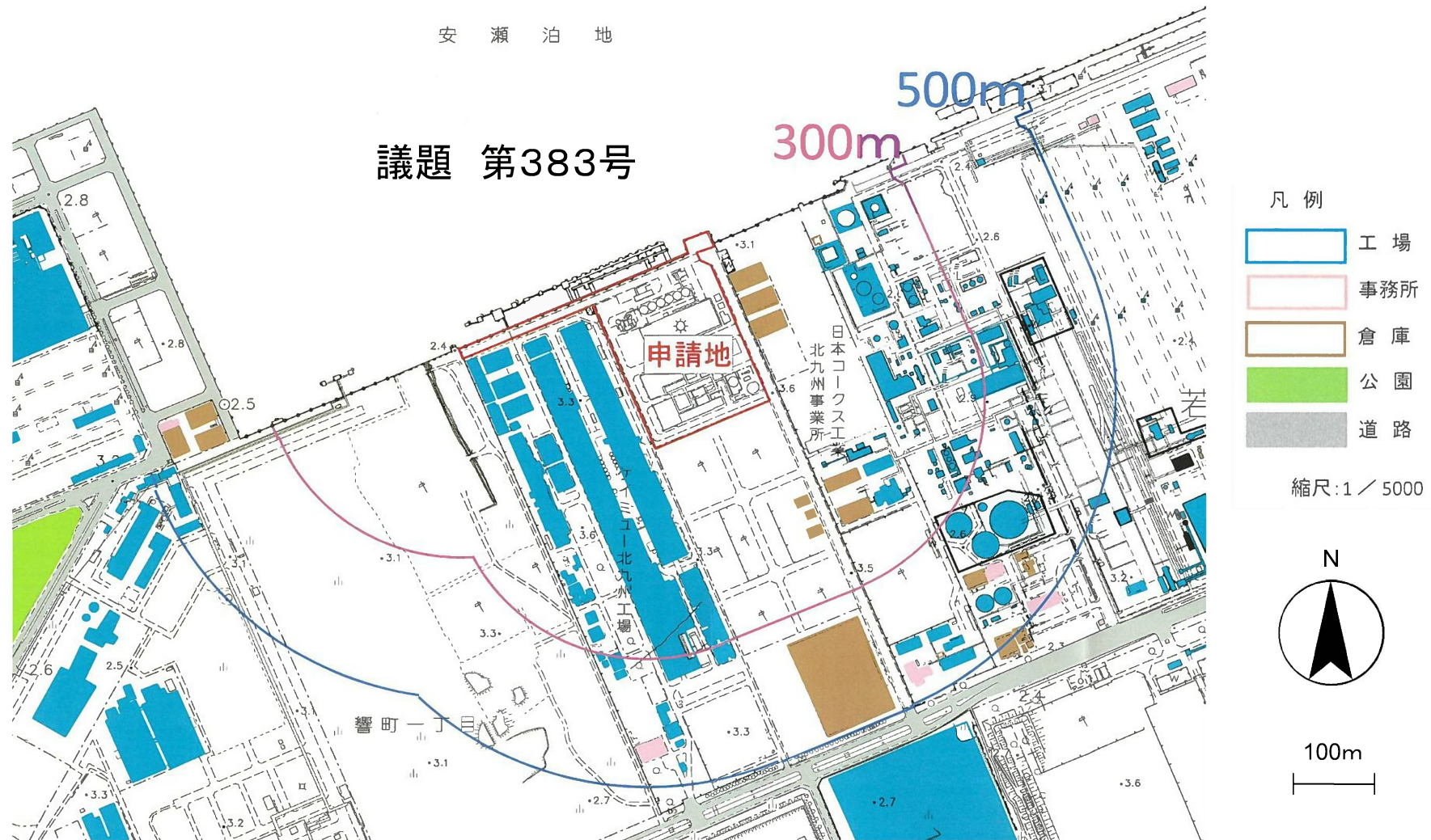
申請者は、飲食店や店内調理施設、惣菜製造工場などから排出される廃油(動物性油脂)、油脂含有量の高い汚泥、及び廃液タンク内で分離堆積した固形油脂分を加温、脱水後に油水分離装置で遠心分離して得られた油脂分を再生燃料として販売する事業を行っている。今回、再生燃料の需要増加に伴い事業を拡大するため油水分離装置を1台増設することを計画している。

建築基準法施行令第130条の2の3により、「廃油の油水分離施設」の処理能力が30m<sup>3</sup>/日(現状28.8m<sup>3</sup>/日)を超える場合は許可を要することとなるため、都市計画審議会に諮るもの。

# 建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【付近見取図(用途地域図)】



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【用途状況図】

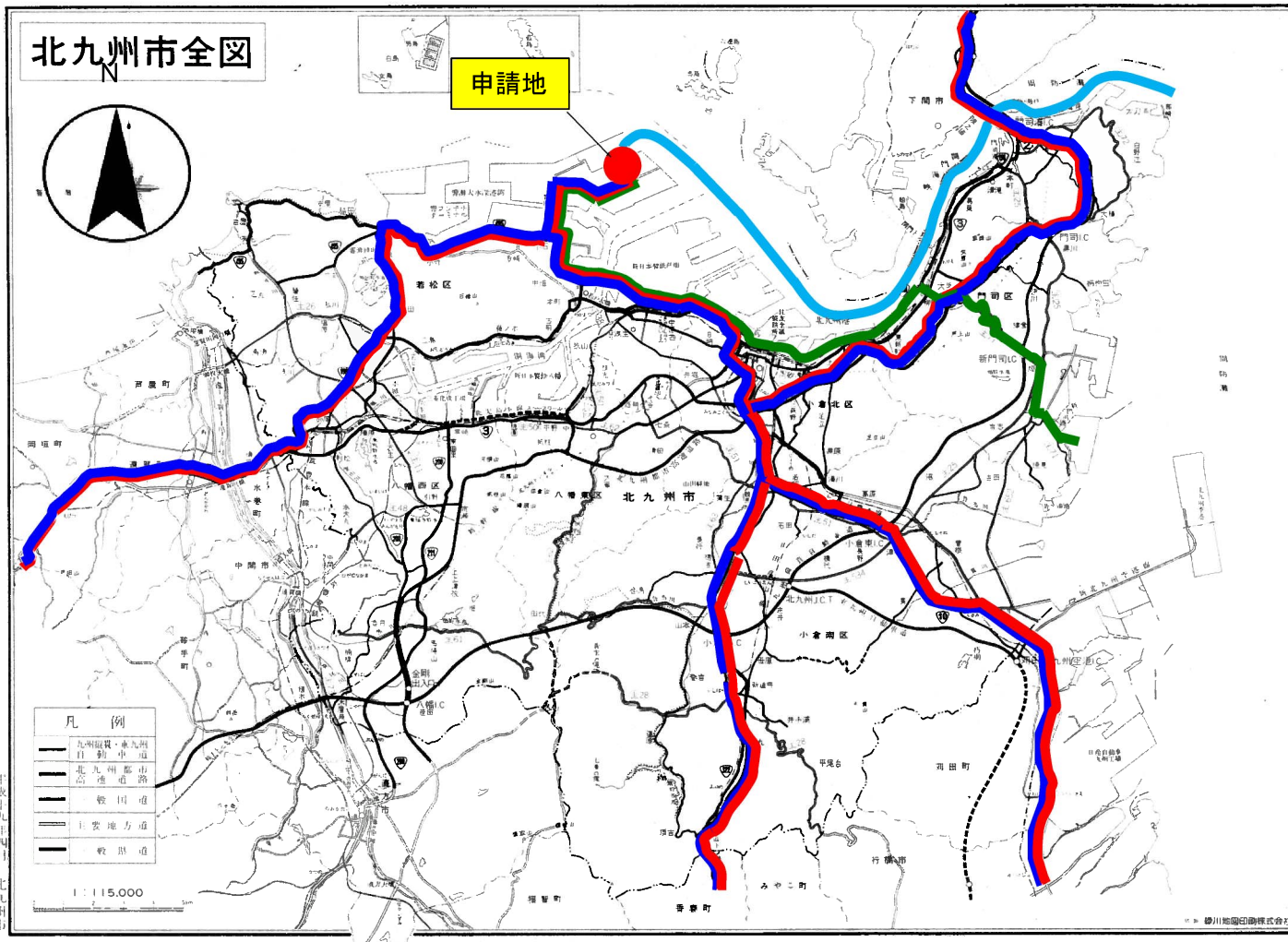


# 建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【運搬計画図】

## 1 計画概要

飲食店、大型商業施設、社員食堂、学校給食調理場、惣菜製造工場、店内調理施設のある食品販売店やコンビニエンスストアなどから排出される油脂を含む汚泥に加え、油脂製造業で不要となった植物性油などを含む廃液を搬入し、加温、脱水、遠心分離して得られた油脂分を再生燃料として搬出(出荷)する。

運搬業者が九州地区(福岡、大分、佐賀、熊本、長崎)や中国地区(山口、広島、島根)から車両にて直接、申請地(ひびき工場)まで搬入する。主な経路は(都市)高速道路、国道、主要地方道、若戸トンネルを通り、市街地を極力避けた経路となっている。その他の近畿地区、中部地区からは、協力企業のタンクに集積した後、収集運搬船で申請地(ひびき工場)へ搬入する。



## 2 運搬計画

### (1)搬出入量【24時間稼働】

■搬入	含油汚泥	40.3m <sup>3</sup> /日
	廃油	17.3m <sup>3</sup> /日
■搬出	九州地区	8.0m <sup>3</sup> /日
	九州地区外	8.1m <sup>3</sup> /日

### (2)搬出先

- 九州地区各県
- 九州地区外  
中国地区各県

### (3)処分先

門司区

### 3 運搬台数【24時間搬出入の場合】

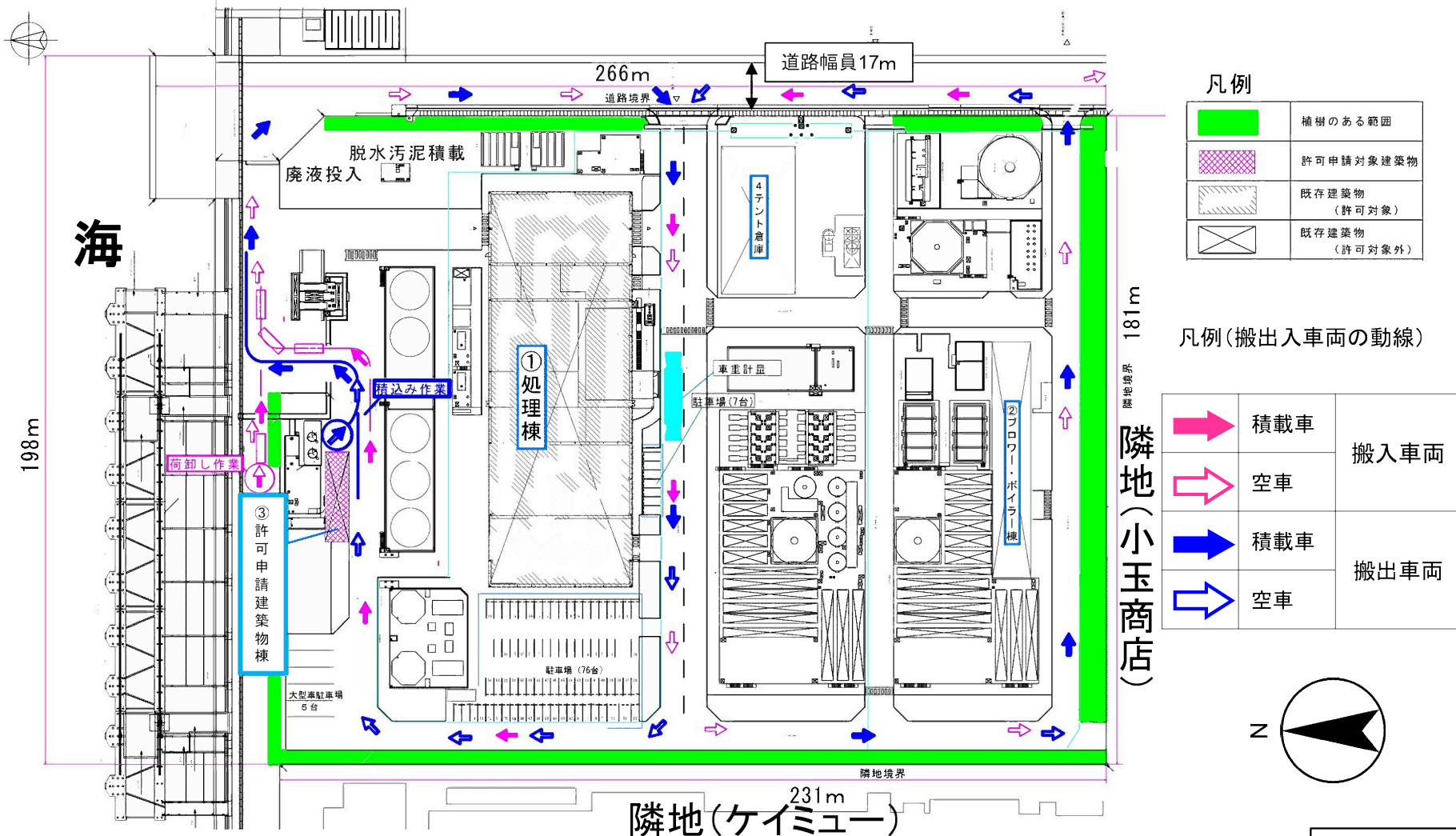
■搬入	49台/日 (船舶 2隻/週)
■搬出	18台/日
合計	67台/日

## 凡例

- 船舶搬入経路
- 車両搬入経路
- 搬出経路  
(燃料売却)
- 処分経路  
(廃油処分)

# 建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【配置図】

隣地(日本コークス工業)



凡例

	植樹のある範囲
	許可申請対象建築物
	既存建築物 (許可対象)
	既存建築物 (許可対象外)

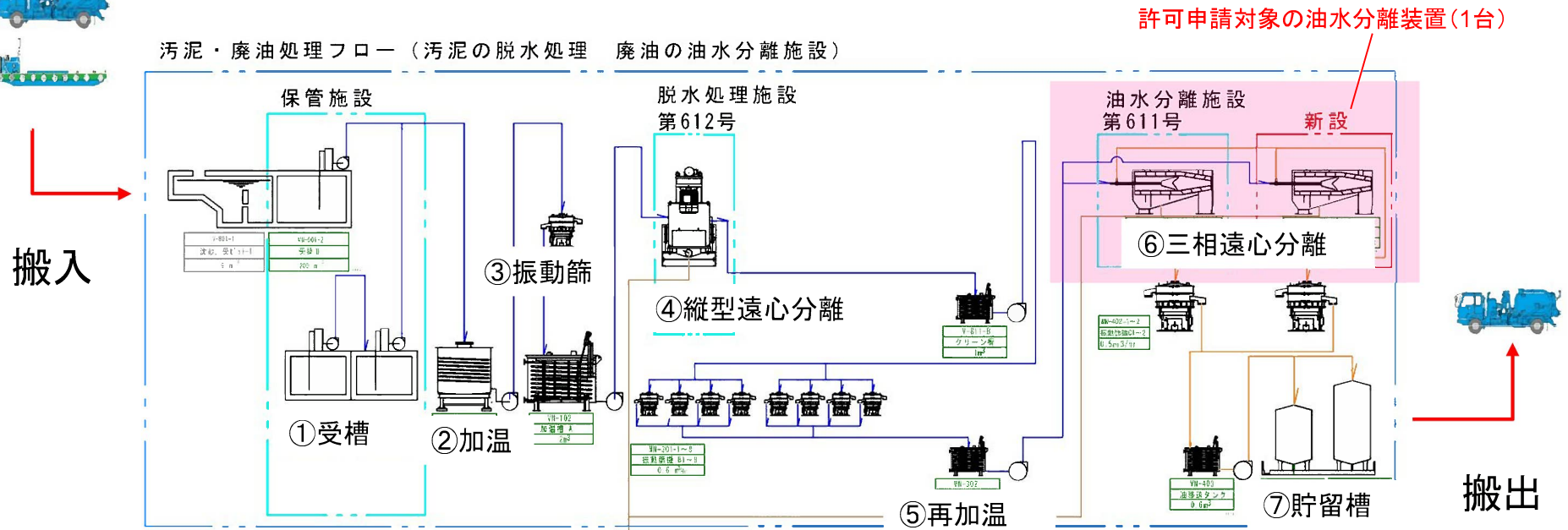
凡例(搬出入車両の動線)

	積載車	搬入車両
	空車	
	積載車	搬出車両
	空車	

# 建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【操業フロー】



汚泥・廃油処理フロー（汚泥の脱水処理 廃油の油水分離施設）



① 受槽	② 加温	③ 振動篩	④ 縦型遠心分離	⑤ 再加温	⑥ 三相遠心分離 (デカンタ)	⑦ 貯留槽
加温槽になっており、油脂分に流動性を持たせます。	次の処理に備え、加温する為の槽です。	廃液中のゴミをふるい分ける装置です。	遠心力により、汚泥分を除去します。	次の遠心分離処理に備え、再加温する為の槽です。	強い遠心力と比重の違いにより油脂分、水分、懸濁物に分離し、得られた油脂分を貯留槽に送ります。	再生燃料(商品)の保管タンクです。